

四日市市こどもまんなか基金条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 4 号

四日市市こどもまんなか基金条例

(設置)

第 1 条 こども、若者及び子育て当事者が身体的、精神的及び社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するために実施する事業の振興を図るため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 1 条第 1 項の規定に基づき、四日市市こどもまんなか基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、四日市市一般会計歳入歳出予算で定める額とし、前条に規定する目的のための寄附金その他の収入をもって充てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとする。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(基金の処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する目的を達成するために要する費用に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(こども未来部こども未来課)